

## 農地法第4・5条の規定による許可申請 提出書類一覧表

千葉市農業委員会

- \* 証明書類は、申請日から3か月以内交付のものを添付してください。
- \* 証明書類等は、原本を提出してください。  
〔原本返還希望の場合は、原本及びコピーを提出してください(原本は確認後返還します)〕

### 一般(共通書類)

書類の内容	書類の種類	備考	要否	指示事項
	許可申請書	様式第1号の1		
1 転用申請地の状況等に関する書面	1 土地の登記事項証明書 (全部事項証明書に限る。)	登記事項証明書に記載されている住所が登記名義人の現住所と異なる場合は、住民票等の現住所までの履歴が確認できる証明を添付		
	2 土地所有者の同意書	賃借人が賃借地を転用又は貸付けする場合		
	3 賃借権解約等に係る許可申請書又は通知書	賃借権や使用貸借による権利等、法第3条第1項本文に掲げる権利の設定がされている場合で、農地法第18条に定める手続が必要な場合		
	4 転用同意書	申請地に申請者以外の抵当権が設定されている場合や所有権移転請求権保全の仮登記が附されている場合で、抵当権の登記や仮登記の抹消、あるいは、そのままの権利状態で転用目的に供することについて関係権利者が同意しているもの		
2 申請者の行為能力等に関する書面	1 法人の登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し	法人が申請者の場合		
	2 登記名義人が死亡している場合、相続關係(土地の所有關係)が確認できる書面	①相続関係図 ②戸籍・除籍謄本 ③相続放棄申述受理謄本、遺産分割協議書又はこれに代わるべき同意書等の書面		
	3 転用目的により必要となる免許証等の写し	宅地建物取引業免許(転用目的が建売分譲住宅の場合等)、医師免許、理容師・美容師免許、産業廃棄物収集運搬業許可 等		
3 転用申請地の位置と農地区分の判断に関する書面	1 位置図	最寄りの駅、役場、高速道路の出入口(インター)等の公共施設からの位置がわかるもので縮尺を明記		
	2 公図の写し	①隣接土地の地番・地目・土地所有者・耕作者名を記載 ②事業区域がわかるよう色枠で表示 ③道路や水路がある場合は表示・色分けする等して明示		
	3 周辺土地利用状況図	周辺の土地利用が分かる図面で縮尺を明記		
	4 申請地の現況写真及び撮影方向図	申請地を含めた周辺の写真(撮影日を明記)		
4 事業計画に関する書面	1 事業計画書(様式第2号)	事業が必要になった理由等を詳細に記入		
	2 土地利用計画図	土地利用計画を詳細に記入し、位置・隣接境界・施設間の距離を明記		
	3 事前協議書の写し・埋立て等事業計画書・計画図	転用事業が千葉市土砂条例に該当する場合に添付する		
	4 建物等施設の平面図・立面図			
	5 排水計画図	排水施設の構造、放流先を明示		
	6 造成計画図	開発許可を要する場合及び造成がある場合に添付する平面図及び断面図(現況・計画)		
5 資金計画に関する書面	1 資金計画書	許可申請書への記載で足りない場合		
	2 資力を証する書面	①預貯金残高証明書 ②融資(見込み)証明書 ③補助金の内示通知書等なお、融資元が金融機関以外の場合は、当該融資元に係る残高証明書も添付すること		
	3 建築・造成等に係る見積書の写し			
6 農業上との利用調整に関する書面	1 土地改良区の意見書	申請地が土地改良区の区域内にある場合に添付 ただし、意見を求めた日から30日を経過してもその意見が得られなかった場合には、その事由を記載した書面		
	2 水利権者及び漁業権者の同意書	取水・排水について水利権者及び漁業権者の同意書を添付 ただし、同意を得られなかった場合は、その事由を付した書面		
	3 農業振興地域整備計画の変更済証明書	変更の時期、目的等を記載した千葉市の発行する書面 なお、農振除外時の目的が変更になり、変更後の目的等について、千葉市との調整を了した場合は、上記に替えて、了したことを証する書面		
7 その他	1 公有財産管理者の同意	道路・水路の占有使用許可書 申請中の場合は申請書の写し		
	2 他法令認可申請書の写し又は他法令の申請状況を説明した書面	他法令の許認可等が必要な場合に添付		
	3 求積図(転用地の位置と面積がわかるもの)	一筆の一部を転用する場合に添付 [注] 所有权移転、地目変更を伴う場合は分筆後の申請が望ましい		
	4 農地復元誓約書	一時転用の場合(様式第33号)		
	5 事業区域一覧表	事業区域内の土地の一覧表(農地以外の一体利用地を含む)		
	6 委任状	代理人による申請の場合、一方の申請者が申請書を提出する場合		
	7 その他千葉市農業委員会が必要と認める書類	千葉市農業委員会が審査上その書類が必要であるとすることについて、具体的に合理的理由がある場合		

**用途別**

転用の目的	書類の種類	備 考	要否	指示事項
1 建壳分譲 住宅	1 事業経歴書	事業経歴を明記し、転用許可済地がある場合はその履行状況も明記		
	2 宅地建物取引業免許証の写し			
2 資材置場・駐車場	1 既存施設利用状況の説明書（土地利用状況図）	既存施設の写真を必ず添付し、所在・面積・利用方法（置いている資材等の品目・数量等）を具体的に記載		
	2 位置関係図	申請地・事業所・既存施設を記載		
	3 事業経歴書			
	4 数量（品目、台数）算定 根拠説明書			
	5 過去の許可済地の概要 説明書	過去に許可済地がある場合		
	6 確約書	転用目的以外に使用しない旨の確約書		
3 貸資材置場・貸駐車場	1 上記「2 資材置場・駐車場」の書類に加えて、需要説明書	上記「2 資材置場・駐車場」の書類に加えて、使用する企業との契約書等で、目的どおりに確実に利用されること判断できる書類		
4 駐車スペースを伴う事業	1 台数算定根拠説明書	店舗・事務所等に併設して、20台分以上の駐車場を設ける場合に添付		
5 特定建築条件付売買予定地	1 事業経歴書	事業経歴を明記し、転用許可済地がある場合はその履行状況も明記		
	2 宅地建物取引業免許証の写し			
	3 農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約案	契約書には以下の事項を盛り込むこと ア 売買契約締結後、土地購入者は農地転用 事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者とおおむね3か月以内に建築請負契約を締結すること イ アの期間内に建築請負契約が締結されなかった場合、当該土地の売買契約が解除されること ウ 農地転用事業者から土地購入者への土地の引渡しは当該土地に住宅が建築されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこと		
	4 当該許可申請に係る土地のすべてに関する標準的な建物の平面図、立面図及び配置図			
	5 農地転用事業者の資力を証する書面	当該事業は販売するができなかった土地がある場合に、農地転用事業者が当該土地に住宅を建築する必要があるため、当該許可申請に係る土地すべてについて建築することとなった場合の資力を確認するもの ①預貯金残高証明書 ②融資（見込み）証明書 ③補助金の内示通知書等 なお、融資元が金融機関以外の場合は、当該融資元に係る残高証明書も添付すること		
	6 「4」の標準的な建物の建築に係る見積書の写し			
6 太陽光発電設備	1 電気事業者の電力系統に連系することの確実性が確認できる書類	経済産業省による事業計画認定通知及び電気事業者との受給契約書の写し※事業計画認定通知の発出までに相当の期間を要すると認められる場合は、事業計画認定申請が行われていることが確認できる書類（事業計画認定申請書の写し等）、及び、電気事業者による系統連系の同意を得られていることが示された書面で代替可能とする		
	2 太陽光発電設備概要書	様式第3号		
	3 収支シミュレーション	設備投資に対して何年で採算が取れるか確認できるもの		
	4 その他	パネルやパワーコンディショナー等の規格等がわかる書類（カタログ等） なお、申請目的実現の確実性の審査のために必要な書類（事業収支計画書等）の提出を求めることがある		